

# コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の仕組み

## 市町村教育委員会

協議会の設置  
(努力義務)

委員の任命

協議会の適正な運営を  
確保する措置

## 都道府県教育委員会

教職員の任用

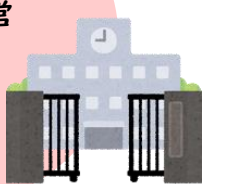
複数校について  
一つの協議会の設置が可能



C中

A小

学校運営  
協議会



B小

委員の任命に  
校長の意見を  
反映

コミュニティ・スクール  
(学校運営協議会制度を導入した学校)

(委員)保護者代表・地域住民など



校長



説明

学校運営の  
基本方針

承認

説明

学校運営・  
教育活動

意見

学校運営協議会

学校運営や必要な支援に関する協議

学校運営に  
関する意見

協議の結果に関する  
情報提供の努力義務

意見

情報提供・協議  
踏まえた支援活動



保護者・地域住民等



### <学校運営協議会の主な役割>

地教行法第47条の5

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べる  
ことができる※

※学校運営の混乱につながる指摘があることを踏まえ、その対象となる事項を教育委員会の判断にゆだねる  
(H29.3.31 文科初第1854号)